

■G 支援機関（社団・NPO 法人型）回答

- 1) 常勤的非常勤2名（うち1名は里親。もう1名は家庭児童相談室、県の児童相談所の里親担当相談員の経験があり）
- 2) ・普及啓発・訪問支援・研修の一部（スキルアップ的な研修）
- 3)
- 4) ・今年度に関しては、予算500万で半分が人件費。
- 5) ・支援機関の体制が非常に脆弱で児童相談所に負うところが大きい
・児童相談所が里親をとて信頼してくれており、非常にいい関係で、支援機関自体もやりやすい環境になっている
- 6) ・研修、サロンを増やし、里親同士の顔が見えるような配慮をしてきた
・夜サロンも実施（必ず託児もついている）
・里親が参加しやすい方法、知りたいことをテーマにして研修・行事を行っている
・行事は、里親会と里親支援機関で協働して行っている
- 7) ・行事への参加率が上がった（倍ぐらい）
・里親同士の横のつながりがしっかりとできた
・里親の行事や集まりに子どもも参加することで、告知のショックを和らげられる
- 8) ・非該当
- 9) ・施設と里親との関係が難しい
・施設の中にも里親が入ることにより（行事への参加など）、外部からの目が届くことで、施設もよりよくなっていくのではないかな。
- 10) ・職員のスキルアップ。
・支援機関が心理士や精神科医などにつなげてあげられるような資源が必要
・自立支援計画なども支援機関が相談に乗り、児童相談所と仲介しつつ、行える
・行政の決定と実情がずれてしまったときに、透明性を確保できるかという不安がある
・どの程度、児童相談所と支援機関の連携を密にすることができるのかという課題がある
- 11) ・行政が判断しなければならない行政処分（措置）以外のすべての受託を考えている
- 12) ・支援機関事業をやってよかったと思う
・里親にも年間〇時間など年間で研修を義務付けるべきだと思っている
・児童相談所と里親の間に、第三者である支援機関が入ることは、いいと思う
・児童相談所だと異動があるが、民間里親支援機関であれば、長期間里親養育に付き合えるというメリットがある

■H 支援機関（社団・NPO 法人型）回答

1. 職員体制（常勤・非常勤、雇用体制、勤務体制）、経歴等

A 県：常勤 2 名（A-1 地区担当 1 名、A-2 地区担当 1 名）、 B 市：常勤 1 名、非常勤 1 名、 C 県：非常勤 1 名、事務 2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）

* 事務員以外はすべて社会福祉士または臨床心理士の資格を有する

2. 受託している里親支援機関事業

○X 県 委託推進委員会の運営事務、児童養護施設・PH における養育体験の実施、委託中の里親家庭への訪問

カウンセリング、夜間・休日電話相談（輪番制）、里親相互交流（サロン）、リクルート、普及啓発、学生ボランティア（児童相談所に登録する）の派遣調整（学習支援が主）

○5 市

委託中の里親家庭への訪問、里親の勉強会（類似したニーズを持つ里親で集まる）の実施

○2 県

里親会の活性化事業（里親サロンの活性化など）：6 つの里親会で実施

3. 今後の受託予定

要望があれば、他の事業や地域も担う予定ではいるが、現在は受託中の 3 地域における事業の充実を主として考えている。

4-1. 委託料の内訳

X 県：X-1 地区と X-2 地区をあわせて約 1500 万円、 5 市：約 600 万円、 2 県：約 100 万

4-2. 委託料に関して感じている課題：既に決定された予算枠内での運営が課題

5. 他機関との関係

基本的には児童相談所主導で行っている。里親と児相、里親と施設の葛藤の緩和、地域の児童福祉施設との連携・パートナーシップが今後の課題。

6. 事業実施上の留意点

○チームワーク

子どもを中心とした支援の展開。「誰のための支援か」を常に念頭に置き、関係する機関や里親、委託児童とのパートナーシップを築くために、信頼関係の構築に努めている。

7. 事業の状況と効果：今年度始めたばかりなので、効果測定は難しい。次年度以降みていく必要がある。

8. 受託外の支援：非該当

9. 支援機関を付設する長短：H には該当しない

10. 支援機関事業の課題：今年度始めたばかりなので、回答は難しい

11. 支援機関の今後の展望

○つながりのあるケア

- ・里親のリクルート→研修→委託→委託終了までを寄り添う「伴走者」であること
- ・施設と里親の協働（つながりを保つ）

■I 支援機関（社団・NPO 法人型）回答

- 1) ・ 本体センターには常勤 3 名（センター長、心理士、相談員）
・ 支援機関は非常勤 2 名（元児童福祉司）
- 2) ・ 里親研修事業、訪問指導、里親推進事業・電話相談も行っている
- 3) ・ これ以上、ほかの事業が委託される可能性はないと思う。
・ 事業が軌道に乗り、児童相談所、施設の里親専門相談員の人達との連携が密になっていけば、措置以外のすべての事業を行っていくことも考えられるが、これからの話し合いや関係性、事業の状態による。
- 4) ・ 委託料は約 420 万（研修事業 230 万、委託推進事業 190 万）
・ 現在のところ、活動が活発ではないので、委託料に関して課題を感じてはいないが、これから事業を活発に運営していくとなると、とても足りない。
- 5) ・ 本庁・児童相談所・施設ともおおむね良好
- 6) ・ 個人情報ネックになってどこまでやろうかというところで躊躇している
・ 里親の気持ちを受け止めていこうというところに配慮している。
・ 研修等、今いる里親を支援していくことと、里親の認知度を上げていく活動が必要
- 7) ・ 元児童福祉司なので、どうすれば児童相談所が動くのかわかり、また里親にも児童相談所の思いを伝えられるのは、強みであると感じている。里親と児童相談所との中間的な役割ができると感じている。
- 8) ・ 里親対象にコモンセンスペアレンティングの研修会を行っている。
- 9) ・ 非該当
- 10) ・ 児童相談所・施設等の各関係機関との連携・棲み分け・役割分担
・ 児童相談所と縁を切りたいという里親がいるのも課題。
・ 養子縁組希里親への対応
- 11) ・ 本来であれば、常勤で専門に専念してやっていくことのできる人が 2 名必要
・ さらにそうした人を育てていくことが必要（不安定な仕事は人材が集まらない）
- 12) 特になし

■J 支援機関（社団・NPO 法人型）回答

- 1) 常勤 2名：うち1名は臨床心理士（スーパービジョンも担当）／非常勤事務 1名
- 2) 養育体験の実施・新規委託児フォロー・里親訪問・カウンセリング・里親等による訪問支援・育児家事援助者の派遣・電話相談・里親の相互交流・里親の新規開拓および普及啓発等・学習ボランティア調整など
- 3)
- 4) ・2人で約600万（人件費）
・ほとんど人件費でとられてしまうので、事業費が乏しい
・人件費としても非常に安い（週4日の非常勤扱いと同額）
- 5) ・支援機関の訪問後の情報の児童相談所内での扱い方について整備されてきた
・支援機関が訪問してきた情報を報告書にし、児童福祉司等が把握できるようになっている
・児童相談所全体で情報を共有するべきという形になってきている。
- 6) ・里親との信頼関係
- 7) ・学習支援ボランティアの申し込みが増加し、里親のニーズに応えることができた
・側面的な部分で支援体制が厚くなり、子どもの学習面、メンタル面（子ども一人一人に寄り添うボランティアがつく、子ども同士のかかわりが増加）でのサポートが充実してきた
・新規委託のフォローアップ事業を行っていることで、「最初の1年はいろんなことがあって大変で、月1回来てくれたことがすごく良かった」という里親からの感想が（児童相談所を通して）あった。
- 8) 非該当
- 9) 非該当
- 10) ・児童相談所から里親支援機関が自立した形でできなければ、里親支援が難しい
・支援機関と児童相談所の連携
・里親委託体制の仕組みによって、支援機関の里親支援も滞るなどの影響が出ることがあり、その調整が困難
- 11) ・登録・委託措置以外の部分は里親支援機関がすべて担うという風にしていきたい
・里親支援とは何をする事なのかということを現在模索している。里親の望むことのみを支えるのではなく、子どもたちが、どう自立していけるかということを通理理解しながら、行政も支援機関も一緒になって共同していく必要がある。
・中学校区に一つの養育家庭をとという取り組みも必要だろう。
- 12) 特になし

■K 支援機関（社団・NPO 法人型）回答

- 1) 奨学金のみ2名体制で行っている
- 2) 年1回の「県里親大会」のみ
- 3) 現在のところなし
- 4) 「県里親大会」の予算のみ
- 5) おおむね良好
- 6)
- 7) 支援機関事業ではないが、
 - ・奨学生が卒業し始めている。去年度1人。今年度2人。（年間5人の奨学生）
 - ・里親の学校、おしゃべりの会では参加者のオーダーにこたえている
- 8)
 - ・里親サロン(おしゃべりの会)
 - ・里親の勉強会(里親の学校)
 - ・奨学金事業
- 9) 非該当
- 10)
- 11)
 - ・里親支援機関事業は、児童相談所が忙しすぎるから、業務を切り分け、児童家庭支援センター・施設などに分担するというイメージ
 - ・行政の業務のみをアウトソーシングでやるのではなく、民間として民間のスタンスで里親のニーズに合わせてできる等身大の支援を行いたいと考えている
- 12)
 - ・「里親支援とはなんだろう？」というところを深く考えながら進めてきた。
 - ・里親のニーズに沿った伴走者になるような支援の在り方を考える必要があると思った

【行政の支援について】

 - ・もっと厚くなるべきであろう
 - ・出来合いのものになりがち
 - ・料金は無料が多く魅力的
 - ・メニューが少ない
 - ・サービスの質が均一になりがち（税金なのでどこかに比重をかけることが困難）

【民間の支援について】

 - ・メニューの多様化（企業からの資金の調達も可能）
 - ・新しい取り組みができる（難しい自立支援など）
 - ・ニーズがはっきりしているものだけでなく創造性を持つことができる

里親支援機関 訪問調査まとめ

1. 職員体制（常勤・非常勤、雇用体制、勤務体制）、経歴等
 - ・常勤雇用も見られるが、非常勤雇用が多い。職員の資格としては、臨床心理士・社会福祉士が多い。
2. 受託している里親支援機関事業
 - ・研修を受託している支援機関が多い（ほとんどの支援機関で受託）。
 - ・また、調査を実施した過半数の支援機関において訪問支援を実施している。
3. 今後の受託予定
 - ・今後の受託予定は未定の支援機関が多い
4. 委託料の内訳と課題
 - ・委託費の状況は受託している事業によっても様々であり、100万円～1000万円台となっている。
 - ・共通して、現行の委託費では常勤雇用が難しいという回答がみられ、予算不足であるといえる。
5. 他機関との関係
 - ・関係性はおおむね良好と回答する支援機関が多いが、児童相談所や他機関との連携や情報共有は今後の課題である。また、施設付設型の支援機関ではない場合、施設とのパートナーシップも課題となる。
6. 事業実施上の留意点
 - ・里親との信頼関係の形成に留意している支援機関が多い。
 - ・母体が里親会の支援機関では里親との関係形成よりも、里親のニーズに合わせた研修の実施など、研修の内容に工夫しているという回答が多い。
7. 事業の状況と効果
 - ・今年度開始したばかりの支援機関が多いので、効果測定は難しいが、事業の状況については、児童相談所と里親の中間的役割を担っているという見解や、里親との信頼関係が形成されてきているという意見がみられた。
8. 受託外の支援
 - ・本体施設の里親支援専門相談員とともに「里親支援チーム」をつくり、里親支援を実施しているという支援機関があった
9. 支援機関を付設する長短
 - ・里親との信頼関係を築くのに時間がかかる。
10. 支援機関事業の課題
 - ・委託先でのマルトリートメントに対する支援
 - ・児童相談所との連携・棲み分け
 - ・施設間で里親支援に対して温度差がある
 - ・発達障害・愛着障害を抱えた児童を受託している里親への支援

- ・里親会は一枚岩ではないので対応が難しい
- ・里親委託が進まないと、里親支援ができない
- ・施設によっては子どもの暫定定員が少なくなると、施設の運営に影響するので、里親に委託することを躊躇するのではないか（施設の既得権益の問題）

11. 支援機関の今後の展望

- ・登録・措置以外のすべてを受託したいと考えている支援機関が多い。
- ・人材育成と人員配置のための予算確保

考察

児童相談所以外の里親支援機関における里親支援は開始したばかりではあるが、今回調査を行った先駆的実践例にみると、支援機関における支援の特徴として、以下の3点が挙げられる。

- ・里親家庭への訪問をベースにした支援が実施されている機関が多い。
- ・工夫された研修に多くの里親が参加することで、里親間のつながりが強化されていく。
- ・支援機関には児童相談所と里親との中間的な役割が期待されている。

また、支援機関における里親支援の充実を図るための今後の課題として、以下の5点が指摘できよう。

- ・里親家庭を支援するために、タテとヨコの連携の充実を図る
- …児童相談所-支援機関、施設-支援機関、支援機関同士など
- ・里親との関わり方
- …施設付設型の支援機関や、NPO型の支援機関は、里親との信頼形成に留意している。里親会型の支援機関は、里親との関わりは十分であるとするところが多いが、専門性の高い研修や支援を実施することに工夫が必要となる。
- ・里親および里親支援機関に対する社会的認知度の向上
- …里親委託の進展がなければ、里親支援の充実も図りにくい
- ・登録・措置以外を里親支援機関において実施できるような体制づくり
- …例として、里親認定審査に里親支援機も関与する など

(資料2) ■里親支援機関事業の民間委託に関する自治体訪問調査項目と回答

2012年8月

厚生労働科学研究

里親支援機関事業調査研究班

* 貴自治体以外(秘)でお取り扱い願います

1. 自治体の里親支援事業について（自治体、児童相談所の里親支援機関事業の展開－里親委託率の変化、委託児童の変化、里親委託不調の減少、家庭復帰など）
2. 里親支援機関事業の一部（あるいは全部）を民間機関に委託した経緯と理由
3. 委託先の選定方法と選定結果の理由(職員や経験など)
4. 里親支援機関事業をさらに民間に委託する準備(委託したい事業など)
5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題(里親委託不調の減少など)
6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット（自治体にとって、里親にとって、子どもにとって）、施設以外の民間機関が事業を受託する可能性
7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと
8. 里親会や養子縁組里親への支援について
9. 里親委託や里親支援全般について課題など
10. その他

■自治体1 回答

1. 自治体の里親支援事業について（自治体、児童相談所の里親支援機関事業の展開—里親委託率の変化、委託児童の変化、里親委託不調の減少、家庭復帰など）

- ・県全体の里親数は141（養育92、養子54、親族4、専門9）で委託児童の数は31。
- ・里親委託率は5~6%であり、目標は9.9%（平成26年度までに）である。
（里親委託が進まないのは、県内に児童養護施設が充分ある関係であると思われる。）
- ・里親支援体制は、里親の申し込みを中央児童相談所で受け、里親委託推進員（週29時間勤務）を配置している。里親研修は支援機関「B」に、訪問支援は他の支援機関に委託。
- ・里親支援機関事業費は、主に里親委託推進員の人件費で、研修費が130万円、訪問支援を2か所で20万円×2、で総額5~600万円の予算である。県の財政としては、増やすのは困難である。

2. 里親支援機関事業の一部（あるいは全部）を民間機関に委託した経緯と理由

- ・児童家庭支援センターで電話相談などを行っており、里親も相談しやすいのではないかと判断。里親に近い距離にある民間機関が家庭訪問も含め相談支援を行うのがよい。

3. 委託先の選定方法と選定結果の理由（職員や経験など）

- ・児童家庭支援センターが県内に3か所あり、相談体制ができているので委託した。

4. 里親支援機関事業をさらに民間に委託する準備（委託したい事業など）

- ・支援体制を強化することは必要だが、予算の関係で厳しいので、施設に配置される里親支援専門相談員を3名、3か所の支援センターに確保したい。里親会の事務局なども民間機関で。

5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題（里親委託不調の減少など）

- ・里親の情報の共有化が課題

6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット（自治体にとって、里親にとって、子どもにとって）、施設以外の民間機関が事業を受託する可能性

- ・児童相談所が忙しいので民間機関に相談できることはメリットである。
- ・里親にとって、措置権を持ったところ以外への相談は必要である。
- ・デメリットは、施設が子どもを里親委託に出したくない場合は、支援が進まないのでは。

7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと

- ・里親支援機関事業の県の財政負担が重荷である。
- ・里親支援をする人材をできたら児童相談所に1人ずつ配置してほしい（負担なしで）。

8. 里親会や養子縁組里親への支援について

9. 里親委託や里親支援全般について課題など

- ・施設が里親委託に理解を示すことが課題。
- ・里親支援事業など、補助事業の場合は予算の関係もあり使いにくい。

10. その他

- ・県では里親支援専門相談員の配置について、今年度アンケートをとり、62の都道府県から回答を得た。うち、専門相談員を配置している県は23あった。

■ 自治体 2 訪問 回答

1. 自治体の里親支援事業について

	里親登録数	委託里親数	委託率、	委託児童数
平成 19 年 3 月末	143 人	37 人	3.2%	49 人
20 年	151 人	45 人	3.9%	59 人
21 年	118 人	42 人	3.4%	52 人
22 年	133 人	47 人	3.9%	58 人
23 年	149 人	57 人	5.4%	80 人

平成 24 年の委託児の平均年齢 9.3 歳 平均委託期間 4.0 年

平成 23 年度に委託が増えた理由:各子ども家庭センターが意欲的に取り組んでくれたことと里親への手当が増えたこともあるかもしれない。

2. 里親支援機関事業の一部（あるいは全部）を民間機関に委託した経緯と理由

3 年前から府のすべての事業委託について公募・競争入札が導入され、社団法人と NPO 法人に委託。NPO 法人には本年度から里親研修と里親交流を委託した。

3. 委託先の選定方法と選定結果の理由(職員や経験など)

選定方法：書類とプレゼンテーションを経て府庁内の選定委員会が決めた。

選定理由：社団法人については長い実績があること。NPO 法人を選定したことは、これまで府下の里親会にディレクターが協力していたこと、関東の他の自治体で実績があることが評価された。

4. 里親支援機関事業をさらに民間に委託する準備(委託したい事業など)

少なくとも来年度は同じ体制で継続したいと思っている。

5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題(里親委託不調の減少など)

効率的に支援が進められると思う。里親の不安が減り不調も減少することが期待される。

6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット（自治体にとって、里親にとって、子どもにとって）、

児童養護施設に里親支援機関は附設していないのでこの設問は該当しない。

7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと

里親支援のメニューを増やしてほしい。

8. 里親会や養子縁組里親への支援について

現在子ども家庭センターが里親会の事務局を担っている。里親会にもっと多くの人が入会して事務局機能が担えるような力をつけてほしい。本庁や児童相談所とは連絡を密にしてメールでやりとりしている。事務局機能について手当がだせるとよいであろう。

9. 里親委託や里親支援全般について課題など

里親登録数と委託数を増やすことが課題。それには里親認定の基準の見直しも必要、現在単親、60 歳以上、働いている里母候補は認められにくい。子どもの最善の利益が基準であるがそれらが障害になるのか検討しなければならない。

10. 平成 24 年度における委託料 社団法人：5,774,800 円 NPO 法人：970,200 円

■自治体3 回答

1. 自治体の里親支援事業について

- ・ 里親委託率は、22年度 10.6%、23年度 12.0%である。
- ・ 登録里親 50 世帯 24 世帯子どもを受託(委託児童数は、22年度 27 人—新規 4 人、23年度 31 人—新規 8 人)養育里親 1~2 件だったが、最近は 2~3 件に増えた。養子縁組 3 組ほど
- ・ 里親申込者は、子育て終え、社会貢献したい人と、自分の子どもがほしい人と 2 分される。共働きでも里親になれる。
- ・ 震災の影響などで、問い合わせが増えた。

2. 3. 里親支援機関事業の一部(あるいは全部)を民間機関に委託した経緯と理由、選定方法

- ・ 里親支援機関事業のうち、里親制度の普及啓発・支援など事業を機関 D に委託している。
- ・ D は、県より児童家庭支援センターの運營業務を平成 15 年より委託されて実施しており、平成 17 年度からは「里親養育相談事業」「里親養育相互援助事業」も委託され、里親支援に関して実績がある。また、D は放課後児童クラブも実施しており、保護者が児童家庭支援センターを訪問しやすい状況にある。里親も支援センターの支援を評価し、信頼も厚い。
- ・ そうした経緯から、里親支援事業から里親支援機関事業への移行に伴い、実績のある矯風会に里親支援機関事業の一部を委託することとなった。
- ・ 予算から言うと、委託料が 100 万円で、少ないが、県とするとこれ以上の負担は困難である。

5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題(里親委託不調の減少など)

- ・ 里親にとって、直接児童を委託する児童相談所とは違った立場の機関に相談を行うことは、相談窓口が増えるだけでもメリットがある。
- ・ 児童相談所にとっても、児童家庭支援センターを介して、異なった角度からの里親の状況を知ることができる。里親は児童相談所に直接言いにくい相談もできる。児童相談所は、そうした相談や情報の共有ができる。里親訪問などを、役割分担して行うことができる。
(児童相談所は里親ガイドラインにそって訪問、センターは未委託里親への訪問が主)
- ・ 課題は、里親家庭が広域で家庭訪問に時間がかかる。

6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット

(メリット)・レスパイト・ケアを里親が利用しやすくなる(施設を見ているので)

- ・ 施設としての専門的な知識により、里親に的確なアドバイスができる。
- ・ 里親も、施設職員も一緒に専門的な研修を受けられる。

(デメリット) 一部の里親は、子どもが施設に引き戻されるのではという心配をする。

7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと

・ 施設が里親支援機関として、子どもの最善の利益のために、個々の児童にとって施設がいいのか里親がベストなのかを、日常的に考え、支援計画に盛り込むことが大切。

9. 里親委託や里親支援全般について課題など

- ・ 里親委託には、保護者の同意が必要であり、時間がかかる。保護者にとっては、児童を取られるという感覚がぬぐいされないものがあると思われ、里親制度の普及啓発が、里親委託にとっても重要である。
- ・ 里親の基準を見直す必要あり。

■自治体4 回答

1. 自治体の里親支援事業について

- ・平成17年までは里親委託率は10%以下であったが、当時の県の担当者が熱心で、研修を多く行い、新規の里親の募集に成果が上がった。現在の里親委託は16%であるが、県の目標は20%。
- ・震災以来、ボランティアで子どもを預かりたいという人も増えている。養子縁組里親も多い。
- ・里親委託推進委員会は年2回開かれ、児童養護施設が協力的で、情報交換をよくしている。里親委託推進員は23年度、中央児童相談所に配置されていたが、今はC機関の職員

2. 里親支援機関事業の一部（あるいは全部）を民間機関に委託した経緯と理由

- ・児童相談所にいる里親担当の職員は専任でないため、里親業務に集中できない。里親支援に専念できる職員が必要となった（22年にプロポーザルし、23年度より里親支援機関事業実施）
- ・23年度より、小規模グループケアを推進し、情短や乳児院、児童家庭支援センターなどをもつ先進的施設である「C学園」に里親支援機関事業を委託、里親委託推進員も配置した。23年度1年間で委託契約。その後3年間の契約更新。
- ・委託費は、全体で8603,000円で、うち59万円を里親会に回している。
- ・24年より3年間事業を委託している。「里親支援とっとり」は里親支援に特化した機関で、児童家庭支援センターの中にあり、里親委託推進員1名、事務員兼相談員（非常勤）とセンター長の3人体制で支援している。

3. 委託先の選定方法と選定結果の理由(職員や経験など)

- ・22年の公募にはC学園と他県のNPO法人が応募してきたが、県で実績のあるCを選定した。

5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題(里親委託不調の減少など)

- ・成果は、里親委託が進み、里親が活発になった。
- ・年2回、里親の声を聴く意見交換会を、里親会役員・児童相談所・県・機関Cで行っている。

6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット

- ・メリットは、里親を必要としている子どもの情報が入りやすい（特に、乳児院）。
- ・施設の専門性を里親委託につなげることができる
- ・デメリットとしては、以前から施設と里親の仲がよくなかったことから、里親は施設の管理下に入るのではないかと懸念が里親側にあった。1年の努力でようやく里親の理解が進んだ。

7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと

- ・里親と施設の信頼関係を今後も維持していきたい。
- ・支援機関の担当者が変わったら、多少信頼関係に変化があるという心配もある。

8. 里親会や養子縁組里親への支援について

- ・養子縁組里親は新規の里親の半分くらいを占めている。できるだけ、乳児院からの委託を進めたい（里親をあまり待たせずに）

9. 里親委託や里親支援全般について課題など

- ・里親に力をつけてもらって、施設（乳児院など）が満床の場合は、緊急一時保護のケースを受けてもらいたい。

10. その他

- ・施設に措置費で配置される里親支援専門相談員の配置を進めてもらいたい。現在、計3名配置。

自治体5 回答

- 1) ・里親委託率はほぼ横ばい
- 2) ・NPO 代表と、もともとつながりがあった
- 3) ・公募ではなく、市が依頼
 - ・H は里親の信頼のある団体として選定、里親関連の業務を行っている機関が少ない中では実績もあった
 - ・他は児童家庭支援センターを選定
- 4) ・別の団体をさらに増やして民間に委託、ということは考えていない。
 - ・H の機能、業務を増やしていくことを目指している。
 - ・児童家庭支援センターに多くの機能を持たせるということは考えていない。児童家庭支援センターの役割は里親以外に地域の子育て支援があるため、(人員配置の点などでも) これ以上は難しい。
- 5) ・成果は測りにくい
 - ・里親支援といっても里親を支援するだけが目的ではなく、子どもへの支援も考えていってほしい
- 6) ・里親支援機関になりうるだけの組織としての職員構成・法人格・支援する力がある
 - ・ただし、施設や児童相談所には、里親から相談をしづらいという里親もいる。
 - ・NPO には、発信できない、抱え込んでいる人を掘り起こしてほしいという期待がある。
 - ・NPO ならば、訪問や相談を土日祝日にできるメリットがある
- 7) ・里親に望まれる支援機関事業であり、その中で行政も望むものであってほしい
- 8) ・原則として養子縁組は登録 OK だが、まず里親になることを勧めている。養育能力という点で里親として力をつけてもらいたい
- 9) ・里親そのものを支援していく中で、一般の子どもを預かる機関として地域の認知が必要、それが、結果として里親や子どもを支援することになるのではないだろうか
 - ・特に中高生等の高年齢児については、里親・施設とも受け入れ先を探すのが困難
 - ・児童養護施設と児童相談所の役割分担など使いやすいように整備する必要がある
 - ・子どもの家庭復帰についても支援機関にも援助してほしい。
- 10) ・児童養護施設 2 か所にすでに設置
 - ・今後、乳児院にも設置予定

自治体6 回答

- 1) ・里親委託率は順調に上昇（31%）。自治体外からも子どもを受託
 - ・市外からも子どもを受託
 - ・約半分の里親が受託（約7割が稼働）
 - ・市里親家庭支援センターに委託
 - ・24年度は約500万

- 2) ・よりニーズに合った内容を実施できる機関にお願いしたほうが、行政がやるよりも効率が良いたらという考えのもとに2009年にNPO法人となった機関に2011年から支援機関事業の一部を委託

- 3) ・里親が母体となっている機関に選定するのが最善と考える
 - ・市内には、児童養護施設1か所、乳児院1か所あるが、2年前にはまだ準備段階にもなかつた。

- 4) ・支援機関の支援事業自体は、1か所にお願いするのが1番よいと思っている

- 5) ・支援センターがサロンに顔を出したり、里親である職員が訪問したりしてくれることで、情報を得ることができ、児童相談所からの委託のチャレンジがしやすくなった
 - ・里親会が母体の支援センターであるため、周りで応援をしやすくなった
 - ・研修メニューが多様となり、そうした研修を受けている里親に対する安心感がある
 - ・また研修に出ているか否かで、里親の意欲を知ることができる
 - ・行事への参加率が上がった（倍ぐらい）
 - ・里親同士の横のつながりがしっかりとできた
 - ・里親の行事や集まりに子どもも一緒に連れて行くことで、子どもの告知のショックを和らげられる

- 6) ・専門性ということを考えると、発達障がいの子どものかかわり、学校とのかかわりに関しては施設の職員にするなど、役割のすみわけはあってもいいのかもしれない
 - ・里親側から相談がしやすい機関となると、施設もあまりなじみがない機関なのではないかと考えられる
 - ・日常生活の里親の相談は若い施設の職員には難しいのではないかと。
 - ・いずれにしろ、施設と里親が批判しあうのではなく連携していくことが大切

- 8) ・養子縁組里親は、まず養育里親として経験をしてもらう

- 9) ・今後里親支援センターにほとんどの業務がいくことで、児童相談所の関心が薄れてしまわないか不安、児童相談所とセンターの連携を密にすることが課題

- 10) ・児童養護施設設置を考えている

自治体7 回答

1. 事業

(委託率): 2~23 の里親家庭に、27~28 名の児童を委託

(支援体制): 委託推進等事業の委託

…主要な委託事業: 養育相談(訪問相談支援、電話相談)、里親サポートセンター開設

- ・里親支援機関は、基本的に、児童相談所の補助としての役割を担う
- ・児童相談所の職員も日々の訪問に同行する
- ・里親支援機関がマッチングの際に意見を言うこともある(新規委託時)
- ・ケース会議に里親支援機関の職員も参加する

(委託費): 年間 670 万円

2. 民間委託の経緯

…市内に乳児院と児童養護施設を併設している施設であったことで委託決定(H23 年 10 月から事業委託開始)

3. 選定方法: プロポーザル方式

4. 民間委託拡大

未委託里親の活用…養育スキルの向上を目的として、週末里親を行う

5. 成果と課題: 今年度始めたばかりなので、効果測定は難しい。次年度以降みていく必要がある

6. 施設・機関のメリット: 記載なし

7. 8. 今後に望むこと: 9. の課題に類似

9. 課題など

- ・里親支援機関に関する認知度向上
 - …訪問を希望しないケースもある(住所や世帯情報を知られたくないということで希望しない)
- ・里親の高齢化: 50~60 代が多く、20~30 代が少ない
- ・高齢児童(特に女兒)の里親委託が難しく、待機状態である

10. 里親支援専門相談員: 児相・児童養護施設に里親専従の職員は配置されていない

■ 8自治体 回答

1. 自治体の里親支援事業について

各区に担当ソーシャル・ワーカーが1~2名配置されている。

平成24年3月末養育里親登録者数：65人 委託者数 55名 不調は4%
養子里親は35人登録で委託しているのは6人のみ。

平成20年から里親委託推進員がおかれ、出前講座を連続して開いている。

里親認定前研修の平成21年の参加者が3人しかいなかったが、平成24年は10人になった。

市の里親は短期が多く、40%が1月未満である。週末里親事業で長期里親を増やす。

2. 里親支援機関事業の一部（あるいは全部）を民間機関に委託した経緯と理由

平成21年に市で委託した児童への虐待事件があったことを契機として平成22年から公募して民間機関に委託するようになった。

3. 委託先の選定方法と選定結果の理由(職員や経験など)

毎年2~3月の間に公募して選考。平成23年度までは専ら社団法人に委託していた。しかし平成24年度は競争入札により、この他に里親会とNPO法人と他の会が応募した。実績から社団と里親会と他の会が選定された。選考委員会には弁護士や大学教員の専門家に入ってもらっている。社団へは①里親制度の普及啓発 ②里親認定前研修、③養子里親の推進を、里親会には登録後の里親研修、里親サロン、一泊研修等を委託している。他の会は平成20年度から市民フォーラム

5. 民間機関に里親支援事業を委託した成果と課題

委託してもすべてを任せるわけにいかず里親会の研修でも手伝わねばならない点が多いのは課題である。事務局機能が十分でない。登録里親の増加など目に見えた成果はない。

6. 里親支援機関を児童養護施設に附設するメリットとデメリット

児童養護施設に里親支援機関は設置されていないので、この設問は該当しない。
ただ4つの施設に里親支援専門相談員を置いていることに、里親会の方は脅かされると感じているようだ。施設でできないことを里親会はやっているという自負がおありのようである。個人的には家庭養護促進協会に付設施設があればよいと思う。

7. 里親支援機関事業の今後のあり方、特に望むこと

今自治体の統合の動きがあるので支援機関事業がどうなるのか不安がある。

8. 里親会や養子縁組里親への支援について

養子里親についても研修は養育里親と共通で受けてもらっている。市が平成23年度から養子里親にも養子申し立てまでは里親手当を支給していることは特筆される。

9. 里親委託や里親支援全般について課題など

要保護児童の里親委託率をせめて10%にしたい。登録里親が高齢化していて、委託中に亡くなる人もでてくる。里親の新規開拓が一番の課題である。

10.その他 委託料 平成24年度 社団法人：4,496,000円、里親会：1,956,000円

他の会：2,532,000円

資料3里親支援機関訪問結果

機関の分類	里親会型	児童家庭支援センター型			施設型
機関	A	B	C	D	E
1.支援機関の職員体制・経歴等	・アルバイトの事務員 1名 ・会長 1名(社会福祉主事) ・理事 5名	・センター長(施設長兼)、保育士2名(非常勤)、心理1名	里親委託等推進員1名(常勤:元児童養護施設の指導員)、事務員兼相談員1名(非常勤:保育園勤務勤務経験あり)、所長1名(SVr)	・センター長1名、常勤2名、非常勤3名(心理:2名、事務1名)、子育て支援1名	専任1名(乳児院のFSWr:保育士資格)、心理士2名(児童養護施設・乳児院に各1名)、保育士(乳児院:保育士資格)、主任指導員(乳児院:保育士資格)、児童指導員(児童養護施設:保育士資格)、SVrは大学教員
2.受託している事業	養育里親研修	・里親認定前研修を主に担当	・里親制度普及促進事業(養育里親研修事業、専門里親研修事業、普及啓発事業) ・里親委託推進・支援等事業(里親委託促進事業、里親相互交流事業)	・里親制度普及啓発 ・里親委託推進・支援等事業	・養育相談(訪問支援を含む) ・研修
3.今後の受託予定	入札制度による選考のため、不明	今後の予定は分からない	法人としては可能性がある	記載なし	未定
4-1.委託料の内訳	・市から195万1千円(使途:アルバイト料、研修補助費)	・研修費として128万円	・24年度 7,847,000円	・平成24年度 100万	・年間670万
4-2.委託料の課題	使途に制限がある	記載なし	記載なし	現状の委託料では事業展開が困難	予算不足
5.他機関との関係	本庁・児童相談所・施設とも緊密に関係がとれている	・他機関との情報共有が課題	本庁・児童相談所・里親会ともおおむね良好	基本的には児童相談所主導で行っている。連携・パートナーシップが今後の課題	基本的には児童相談所主導で行っている。里親と児相、里親と施設の葛藤の緩和、地域の児童福祉施設との連携・パートナーシップが今後の課題
6.事業実施上の留意点	・研修の内容を工夫 ・研修中の保育ボランティアを配置	・事業は子ども家庭支援センターの職員が実施し、施設職員は関与しない	・里親との信頼関係の形成 ・児童相談所への進言	・里親サロンの充実、里子グループの工夫、里親子一緒に行事(夏のキャンプ、クリスマス会、遠足など)など	・里親との信頼関係の構築に努めている ・児相と里親の間でコンフリクトが起きた場合、里親の気持ちを伝える代弁者となる ・子どもの自立までの関わり
7.事業の状況と効果	平成23年度の里親委託率は少し増加したが、里親支援の効果かどうかは分からない	・里親の申し込みは増加したが、里親委託率は依然として低迷している	・里親委託率の増加 ・1年かけて里親との関係ができてはじめて	・里親委託が12%から13%に上昇 ・里親サロンの成果があつてか、里親の信頼も得られている	今年度始めたばかりなので、効果測定は難しい
8.受託外の支援	・里親開拓のプロジェクト会議の開催 ・毎年街頭広報活動 ・里親の体験発表会	記載なし	・本体施設の里親支援専門相談員とは「里親支援チーム」という呼称でチームを組み連携している ・本体施設と里親の交流	・里子を含む行事の充実	記載なし
9.支援機関を付設する長短		・気楽に安心して相談できる機関と思ってもらえる。	・施設の専門性を活かした支援ができる ・里親との信頼関係を築くのに時間がかかる ・要保護児童の養育経験がない場合、共感的な支援が難しい	・センター全体で里親支援を行える	記載なし
10.支援機関事業の課題	・委託先でのマロトリートメントに対する支援 ・里親の増加と里親委託率の増加	・里親委託が進まない、支援ができない ・施設によっては、子どもの数が少なくなると暫定定員が減り、施設の運営に影響するので、里親に委託することを躊躇するのではないかと	・発達障害や愛着障がいなどを抱えた児童を受託した里親への支援 ・養育経験のない支援員への支援 ・里親会は一枚岩ではないので、対応が難しい	・委託費の不足 ・里親の中には、家庭訪問を嫌がる人もおり、受け入れてもらう工夫が必要である ・里親制度の認知が進まない ・施設間で、里親支援に対し温度差がある	・思春期を迎える委託児童をケアしている里親への支援 ・訪問支援は基本的には里親と関わるが、里親の側から委託児童にかかわることを求められる場合もある
11.支援機関の今後の展望	・NPO法人化の検討 ・行政からの支援があれば望ましい ・里親会の賛助会員制を検討中	・地域の里親支援事業を積極的に受けるように努力していきたい	・いずれは里親業務に関する専門機関として児童相談所に頼られる存在になること ・個人情報の共有	・児童家庭支援センターが里親支援を行うことは十分効果があるので、法整備などで施設が地域支援・里親支援を行うような体制づくりが必要	・週末里親の促進 ・里親・里親支援機関の社会的認知度の向上 ・各施設における里親支援専門員の配置 ・産院のMSWrとの連携
12.その他	関係の第三者機関が受託するのは反対	なし	なし	なし	なし

(資料4)里親支援機関事業の民間委託に関する自治体訪問調査結果一覧表

自治体	県			
	1	2	3	4
民間機関	B	F,H	D	C
1. 事業 (委託率)	・委託率は5~6% ・目標は9.9%(児童養護施設が充分あるため)	・20年度3.2% ・23年度5.4% ・24年度の委託児9.3歳 ・平均委託期間4年間	・委託率22年度10.6% ・23年度12% ・新規養育里親1, 2件→2, 3件に増加 ・震災の影響で問い合わせが増えた	・平成17年まで委託率10%以下だったが、現在16% ・目標20% ・震災以来関心が増えた
(支援体制)	・児童相談所内に里親委託推進員(週29時間勤務) ・里親研修は児童養護施設児童家庭支援センター「H」 ・訪問支援は他の児童家庭支援センター2か所	・社団法人F協会とHNPOに(24年度より) ・NPOには里親研修と交流を委託	・里親申込者は子育て終え、社会貢献したい人と子どもが欲しい人とに2分される ・共働きでも里親になれる ・訪問は未委託里親を担当	・里親委託推進員は23年度は児童相談所内に配置されていたが、現在は児童家庭支援センター内(学園の職員) ・「C学園」内の「里親支援T」は里親支援に特化した機関で、児童家庭支援センターの中にあり、里親委託推進員1名、事務員兼相談員(非常勤)1名とセンター長の3名体制 ・その他、学園内には、里親支援専門相談員が児童養護と乳児院に各1名ずつ配置されている ・訪問、マッチングに意見も言う
(委託費)	・研修費130万 ・訪問支援20万×2(総額5~600万) ・これ以上は出せない	・5,774,800円(社団) ・970,200円(NPO)	100万円で、少ないが、県はこれ以上負担できない	8603,000円(59万円を里親会に)
2. 民間委託の経緯	児童家庭支援センターで電話相談を行っており、里親も相談しやすい	・3年前から府のすべての事業委託について公募・競争入札を導入	・D法人は児童家庭支援センターの運営を委託されており、17年度からは里親養育相談事業、相互援助事業を委託され実績あり ・「Dホーム」は放課後児童クラブも実施しており、保護者が訪問しやすい ・里親も支援センターの支援を評価している	・児童相談所の里親担当は専任でないため、里親業務に集中できない ・里親支援に専念できる職員が必要になり、22年に提案し、23年度より機関事業実施
3. 選定方法	児童家庭支援センターが県内に3か所あり、相談体制ができていたので選定	・書類とプレゼンを経て選定委員会が決定 ・家庭養護は長い実績 ・NPOは里親会との関係と他県での実績	里親支援事業から里親支援機関事業に移行したため、実績のある法人に事業の一部を委託することになった	・小規模グループケア、情短や乳児院、児童家庭支援センターなどをもつT学園に委託 ・23年度1年間委託契約、後に3年間の契約 ・22年の公募には「C学園」と他県のNPOが応募してきた(里親からの依頼) ・NPOは県内に拠点がないのでT子ども学園に決定
4. 民間委託拡大	・予算の関係で難しい ・里親会の事務局なども支援機関で担ってほしい	次年度は継続予定	ない	特になし
5. 成果と課題	・里親の情報の共有が課題	・効率的に支援が進められている ・里親の不安減少期待(不調も減少期待)	・相談窓口が増えるだけでもメリット有り ・児童相談所と里親の間に支援機関が入り、相談や情報の共有ができる ・家庭訪問は支援機関は未委託里親への訪問、と役割分担している ・課題は、広域で訪問にかかる	・里親委託が進み、里親が活発になった ・年2回、里親の声を聴く意見交換会を行っている
6. 施設・機関のメリット	【メリット】 ・児童相談所が忙しいので民間機関に相談できるのはメリット ・措置権を持ったところ以外へ里親が相談できるのは良い 【デメリット】 ・施設が子供を里親委託に出したくない場合は、支援が進まない		【メリット】 ・レスパイトケアを里親利用しやすくなる ・専門的知識を有する立場で助言できる ・里親も施設職員と一緒に専門的研修受けられる 【デメリット】 ・一部の里親は、子どもが施設に戻されるのでは、という心配をする可能性あり	【メリット】 ・乳児院から子どもが里親を必要としているなどの情報が入りやすい ・施設の専門性を里親委託につなげることができる 【デメリット】 ・里親は施設の管理下に入るのでは、という懸念が里親にあった ・信頼を得るのに1年かかった
7. 8. 今後に望むこと	・支援機関への委託料が財政的に負担である ・県の負担なしに、里親支援をする人を児童相談所に一人ずつ増やしてほしい	・里親支援のメニューを増やしてほしい	施設が里親支援機関として、子どもの最善の利益のために施設が里親がベストを考え支援計画を立てること	・里親と施設の信頼関係を維持していきたい ・支援機関の担当者が変わったら信頼関係に影響が出る可能性あり
9. 課題など	・施設が里親委託に理解を示す ・支援機関事業など補助事業の場合は、予算のこともあり使いにくい	・里親登録数と委託数の増加 ・里親認定基準の見直しも必要(単親、60歳以上、働いている里母は認められにくい)	・里親委託には保護者の理解が必要で時間がかかる ・同意を得るには、里親制度の普及啓発が重要 ・里親の基準を見直す必要あり	・里親に力をつけてもらって、緊急一時保護なども受けてもらいたい ・養子縁組里親は新規里親の半分を占めるので、乳児院からの委託を進めたい
10. 里親支援専門相談員	3か所の支援センターのある施設に配置したい(アンケート調査を全国で行った)		T児童ホームに1名配置	施設で里親支援専門相談員の配置を進めてもらいたい(同学園2名、Yベビーホームに1名配置されている)

資料3里親支援機関訪問結果

機関の分類	社団・NPO法人型					
	F	G	H	I	J	K
1.支援機関の職員体制・経歴等	・正職員 5名(社会福祉士) ・非常勤職員 2名(1名は週3回勤務。1名はSVrとして週1～2回勤務)	・常勤的非常勤2名	・A県:常勤2名 ・B市:常勤1名、非常勤1名 ・C県:非常勤1名、事務2名(常勤1名、非常勤1名) ・事務員以外はすべて社会福祉士または臨床心理士の資格を有する	・本体センターには常勤等配置 ・支援機関には非常勤2名(元児童福祉司)	・常勤 2名(うち1名が臨床心理士)、非常勤事務 1名	奨学金のみ2名体制で行っている
2.受託している事業	県:里親制度普及促進事業、里親委託推進・支援事業の一部、週末里親事業 市:里親委託推進・支援事業の一部、週末里親事業	・普及啓発 ・訪問支援 ・研修の一部	○A県 ・委託推進委員会の運営事務 ・児童養護施設・FHIにおける養育体験の実施 ・委託中の里親家庭への訪問・カウンセリング ・夜間・休日電話相談(輪番制) ・里親相互交流(サロン) ・リクルート、普及啓発 ・学生ボランティア(児童相談所に登録する)の派遣調整(学習支援が主) ○B市 ・委託中の里親家庭への訪問 ・里親の勉強会(類似したコードを持つ里親で集まる)の実施 ○C県 ・里親会の活性化事業(里親サロンの活性化など)	・里親研修事業、訪問指導、里親推進事業	養育体験の実施・新規委託児フォロー・里親訪問・カウンセリング・里親等による訪問支援・育児家事援助者派遣・電話相談・里親の相互交流・里親の新規開拓および普及啓発等・学習ボランティア調整など	年1回の「県里親大会」のみ
3.今後の受託予定	減ることはあるかもしれないが、ふえる可能性はないと思う			・これ以上、ほかの事業が委託される可能性はない	記載なし	
4-1.委託料の内訳	D県:里親制度普及促進事業→279万円、里親委託推進・支援事業→182万円、週末里親事業→116万4千8百円 E市:里親委託推進・支援事業→449万6千円、週末里親事業→1003万5千円	・平成24年度は500万(半分が人件費)	○A県:2市で約1500万円 ○A市:約600万円 ○B県:約100万	・委託料は約420万(研修事業230万、委託推進事業 190万)	・約600万(人件費)	「県里親大会」の予算のみ
4-2.委託料の課題		記載なし	既に決定された予算枠内での運営が課題	・今後の事業運営には不足	・事業費が乏しく、人件費も安い	
5.他機関との関係	本庁・児童相談所・施設ともおおむね良好	・児童相談所との関係は良好 ・支援機関体制が脆弱で、児童相談所に負うところが大きい	基本的には児童相談所主導で行っている。里親と児相、里親と施設の葛藤の緩和、地域の児童福祉施設との連携・パートナーシップが今後の課題	本庁・児童相談所・施設ともおおむね良好	・児童相談所との連携がとれは始めている	
6.事業実施上の留意点	・登録里親の希望を知るためにアンケート実施	・里親同士の顔が見えるような配慮 ・里親が参加しやすい方法、里親が知りたいことをテーマにして研修を行っている	・チームワーク	・個人情報 ・里親との信頼関係の形成	・里親との信頼関係の形成	
7.事業の状況と効果	・研修参加人数は増加 ・里親委託率は少し増加したが、里親支援の効果かどうかは分からない	・サロンや訪問を通し、里親の様子がわかり、委託に結びついた ・研修メニューも多様 ・行事への参加増えた ・里親同士のつながり ・子どもへの告知しやすい	今年度始めたばかりなので、効果測定は難しい	・児童相談所と里親との中間的な役割ができると感じている ・今年度始めたばかりなので、効果測定は難しい	・学習支援ボランティアの増加によって、子どもの学習面、メンタル面でのサポートが充実 ・里親家庭への訪問回数が増加したことで、里親の安心感につながった	支援機関事業ではないが、 ・奨学生が卒業 ・里親の学校、おしゃべりの会では参加者のオーダーにこたえている
8.受託外の支援	現在の事業を支援機関委託事業として実施しているという認識はない	非該当	非該当	・本体施設においてコモンセンスペアレンティングを実施	非該当	・里親サロン(おしゃべりの会) ・里親の勉強会(里親の学校) ・奨学金事業
9.支援機関を付設する長短	・相談に行きやすいというメリットがある	・施設と里親との関係が難しい	非該当	非該当	非該当	非該当
10.支援機関の今後の課題	・個人情報の共有について	・職員のスキルアップ ・児童相談所との連携	今年度始めたばかりなので、回答は難しい	・児童相談所との連携・棲み分け ・他機関との役割分担 ・養子縁組里親への対応	・児童相談所からの自立 ・里親委託体制の不備	
11.支援機関の今後の展望	・求められている事業と予算が見合わない(人件費等)	・行政処分(措置)以外のすべてを受託していきたい	・里親の開拓から委託終了までのケア ・施設と里親の協働	・常勤2名以上の配置 ・人材育成	・登録・委託措置以外の部分は里親支援機関がすべて担うという形にしていきたい ・校区に1つの里親家庭があるという形を目指す	・行政の業務のみをアウトソーシングでやるのではなく、民間として民間のスタンスで里親のニーズに合わせてできる等身大の支援を行いたい
12.その他	・事業所費の支援も必要	・里親会として支援機関事業を担うことは有効である	なし	なし	なし	里親のニーズに沿った伴走者になるような支援の在り方を考える必要がある

(資料4 里親支援機関事業の民間委託に関する自治体訪問調査結果一覧表)

県・市	市			
自治体	5	6	7	8
民間機関	H	G	E	A,F
1. 事業 (委託率)	里親委託率はほぼ横ばい	・順調に上昇(31%) ・市外からも子どもを受託している ・半分の里親が受託(約7割が稼働)	22~23の里親家庭に27~28名の児童委託	・本事業により委託率が上昇したとは言えない ・里親登録者65名、委託者55名、不調4%(要保護児童1000人以上)
(支援体制)	それぞれの得意分野を生かした支援 ・乳児院付設の児童家庭支援センター(養育相談、サロン、研修会) ・NPO(2012年より)訪問、養育相談、勉強会 ・市の里親会— 相互交流による養育技術向上	・市里親家庭支援センター	・委託推進等事業の委託(E) ・養育相談(訪問相談支援、電話相談) ・里親サポートセンターを開設 ・支援機関は児童相談所の補助(訪問には同行) ・ケース会議に出席し、マッチングの意見も言う	・各区に里親担当ソーシャルワーカーが1~2名配置 ・認定前研修の参加者増加(21年度3名、24年度10名) ・Fには、普及啓発、認定前研究、養子里親の推進を ・Aには登録後の里親研修、里親サロン、一泊研修、市民共済会には里親手当の計算を委託 ・平成23年度から養子里親にも養子申し立てまでは手当を出している
(委託費)	・NPOには600万円(非常勤2名) ・NPOの事務所は児童相談所内、別の場所を考えている	・24年度500万	委託料;年間670万	・4,496,000円(F) ・1,956,000円(A) ・2,532,000円(市民共済) (虐待事件があり22年から里親支援の予算が100万円増加)
2. 民間委託の経緯	・NPO代表ともともとつながりがあった	2009年にNPO法人となった機関に2011年から支援機関事業の一部委託	・乳児院と児童養護施設を併設の園 ・H23年10月より事業委託開始	・21年に虐待事件があったことを契機に民間機関に委託するようになった
3. 選定方法	・公募ではなく、市が依頼 ・Hは里親の信頼のある団体として選定 ・他は児童家庭支援センターを選定	・里親が母体となっている機関が最善 ・市内には児童養護施設、乳児院などあるが、2年前には準備段階以前	・プロポーザル方式	・公募と選考(24年度はFの他、NPOと市民共済会が応募。選考委員会の決定でFとAと市民共済会が選定)
4. 民間委託拡大	・別の団体を考えてはいない ・Hの機能・業務を拡大していく方針 ・児童養護施設付設の児童家庭支援センターには委託したい	・1か所がよい	・未委託里親の活用—養育スキルの向上を目指し、週末里親を行う事業予定	府市統合の動きがあるので未定
5. 成果と課題	・成果は測りにくい ・里親だけではなく子どもにも支援が必要	・サロンや訪問を通し、里親の様子が変わり、委託に結びついた ・研修メニューも多様 ・行事への参加増えた ・里親同士のつながり ・子どもへの告知しやすい		・委託しても手伝わなくてはいけない ・事務局機能が十分でない ・目に見える成果がない
6. 施設・機関のメリット	【メリット】 ・組織としての、職員構成、法人格がある 【デメリット】 ・施設や児童相談所には相談しにくいという里親もいる ・NPOならば、訪問・相談を柔軟な時間帯で行える、発信できない里親のニーズにこたえてほしい	【メリット】 ・発達障がいなどの専門的相談 【デメリット】 ・若い職員には相談は難しいのではないかと ・施設は里親にとってなじみがない機関であることが多い ・施設と里親の交流が必要 ・支援機関では人が変わらず、長期間里親に付き合えるのがメリット		・4つの施設に里親支援専門相談員を置いていることに、里親会が脅威を感じている ・Fに付設施設があればよいと感じる
7. 8. 今後に望むこと	里親、行政共に望まれる機関であってほしい	養子縁組里親は、まず養育里親として経験をしてもらう		支援機関はどうなるか不安(府と市の統合有)
9. 課題など	・一般の子どもを預かる機関として、地域の認知が必要 ・高齢児の受け入れが難しい ・子どもの家庭復帰も援助してほしい	・相談員のスキルアップ ・児童相談所の関心が薄れないようにする必要あり、連携を密に	・里親支援機関の認知が低い(訪問希望しないケース有) ・里親の高齢化 ・高齢児童(特に女児)委託困難	・里親委託率を10%にしたい ・登録里親の高齢化もあり、新規開拓が課題
10. 里親支援専門相談員	・施設2か所 ・乳児院には配置予定	児童養護施設設置を考えている		4つの施設に配置